

請求人と雇用関係にない会社から付与された新株予約権の行使に係る経済的利益は、一時所得ではなく雑所得と認めた事例

税理士 川崎 浩

事案の概要

本件は、審査請求人(以下「請求人」という。)に、勤務先以外の株式会社から付与ないし割当てされた新株予約権の行使に係る経済的利益(以下「本件権利行使益」という。)が、一時所得に該当するか、請求人の社外協力者の地位に関連する成功報酬としての性格を有する役務の対価として、雑所得に該当するかが争われた事例である。

(1) 事実(審判所による認定事実も含む)

- イ A社(事業内容は、主にソフト開発、ハードウェア開発及びコンサルティングである。)は、平成15年2月及び7月の2回に渡り、各々、取締役会及び臨時株主総会を開催し、2月においては従業員、顧問、取締役及びその他の者に対して、7月においては同社及び同社子会社(以下、併せて「A社グループ」という。)の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権(以下「本件新株予約権」という。)を付与する旨決議した。
- ロ 本件新株予約権は、第三者への譲渡、質入れその他処分等が禁止され、また、本件新株予約権のうち2月の決議分については、期間に応じて行使可能な新株予約権の個数が増加していくこととされ、7月の決議分については、A社と競業関係にある会社(A社グループ会社を除く。)の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合、その他A社に対する背信行為があったと同社が認めた場合には、新株予約権の全部が同社に返還されたものとみなすとされていた。
- ハ 上記イの取締役会及び臨時株主総会の決議事項に基づき、A社は、請求人との間で、平成15年2月25日付及び同8月26日付で、同社が請求人に対して同社の新株予約権合計14個(以下「本件新株予約権」という。)を付与する旨の新株予約権付与契約を締結し、各々同日付で請求人に対して本件新株予約権を付与した。
- ニ 請求人は、本件各新株予約権の付与ないし割当て時、B社に技術職として勤務していた。なお、本件各新株予約権の付与ないし割当て時に社とA社との間に資本関係はなかった。また、A社の代表取締役のD社長は、かつてB社に営業職として勤務しており、同社の技術職であった請求人とは旧知の間柄であった。
- ホ 請求人は、審判所に対し、本件各新株予約権は、請求人がD社長の知人であるという理由で付与ないし割当てされた旨答述している。ただし、請求人は、異議調査の調査担当職員に対し、D社長との間で、本件各新株予約権の付与ないし割当ての前に、A社に入社するとの具体的な話はしていなかったが、将来は一緒に仕事をするかもしれないという話をしていた旨申述し、本件各新株予約権の付与ないし割当てに当たっ

て、D社長から、今後いろいろとお願いすることがあるかもしれないといった趣旨の話があった旨答述している。

へ A社は、平成16年 月 日に、 証券取引所へ株式公開した。

ト 上記株式公開後の平成16年3月31日にB社を早期退社し、同年4月1日にA社に入社し、現在同社のハードウェア部門で製品の開発に携わっている。

チ 本件新株予約権の付与ないし割当てから請求人がA社に入社するまでの間、請求人が同社に対して、具体的な役務を提供したとは認められない。(下線は筆者)

リ 請求人は、A社に対して、平成16年中に本件新株予約権のうちの3個、平成17年中に、本件新株予約権のうちの6個について、権利行使の請求を行い、同社の株式を取得した。

(2) 争点と主張

本件の争点は、本件権利行使益が、一時所得、雑所得のいずれに該当するかである。

原処分庁	請求人
<p>本件権利行使益は、以下のとおり、役務の対価としての性格を有すること等から、雑所得に該当する。</p>	<p>本件権利行使益は、以下のとおり、労務その他の役務の対価としての性質を有するものではなく、臨時的、偶発的な所得であるから、一時所得に該当する。</p>
<p>(1) 本件各新株予約権は、A社グループの社外協力者等に付与ないし割当てされており、請求人は、正にA社グループの社外協力者としての地位に関連して付与ないし割当てされたのである。</p> <p>そして、本件各新株予約権は、A社グループの業績向上及び社会的信頼性の向上を目的として付与ないし割当てされたものであり、付与ないし割当てされた者が、企業の業績向上のために努力することにより株価が上昇すれば、本件各新株予約権を行使して利益を享受できるから、本件各新株予約権の制度は、社外協力者等の業績向上へのインセンティブ(誘因)として機能することを期待されている。</p> <p>以上のとおり、本件各新株予約権の行使に係る利益は、役員、使用人及び社外協力者の</p>	<p>(1) 本件権利行使益については、本件各新株予約権の行使時にその額を算出するが、その所得区分については、当該行使時における請求人の地位や職務によって判断すべきでなく、本件各新株予約権の付与ないし割当て時のそれによって判断すべきである。</p> <p>したがって、本件各新株予約権の付与ないし割当て時、請求人が、B社に勤務していたことからすれば、本件各新株予約権は、労務の対価として付与ないし割当てされたものとはいえない。</p> <p>また、請求人はA社株式の上場時にはB社の社員であり、上場に貢献するなどの関与をしていないことから、本件権利行使益は労務その他の役務の対価であるとはいえない。</p> <p>請求人は、本件各新株予約権の付与ないし割当て時から半年以上経過後に、A社に入社した</p>

<p>地位及び職務等に関連する一種の成功報酬としての性格を有するものであり、労務その他の役務の対価としての性格を有するものと解される。</p> <p>したがって、本件権利行使益は、役務の対価としての性格を有するものと解され、一時所得には該当せず、また、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当しないから、雑所得に該当する。</p>	<p>が、本件各新株予約権の付与ないし割当てを理由に入社したものではない。</p>
<p>(2) A社の株価の値上がりは臨時的又は偶発的なものであったとしても、本件権利行使益は、同社が付与ないし割当契約において権利行使時点における株価と権利行使価格との差額相当の経済的利益を請求人に移転する旨を合意した結果であり、本件権利行使益は、上記(1)のとおり、請求人の社外協力者としての地位を離れてはあり得えない役務の対価としての性格を有するから、一時所得に該当しない。</p>	<p>(2) 本件各新株予約権の対象となったA社の株価は、上場により値上がりし、本件権利行使益も、当該上場により生じたものであるから、臨時的、偶発的なものである。</p>

判決の要旨

<請求棄却・平成20年5月13日判決・裁判事例集75集229頁>

(1) 一時所得は、一時的、偶発的な所得であり、典型的に担税力が低いと考えられることから、一時所得の金額の計算に当たっては、一時所得の特別控除額が控除され(所得税法第34条第2項)、総所得金額の計算に当たっては、所得金額の2分の1に相当する金額のみが総所得金額に算入される(所得税法第22条第2項第2号)という担税力に見合った特別な取扱いがされている。一時所得から労務その他の役務の対価としての性質を有する所得が除かれたのは、自らの意思に基づき労務その他の役務を提供したことにより、その見返りとして供与される経済的利益は、偶発的に生じるものではなく、典型的に担税力が低いとはいえないから、このような特別な取扱いをする必要がないためである。そして、このような法の趣旨に加えて、所得税法第34条第1項が一時所得から除外される所得を、労務の対価に限定せずに、その他の役務の対価と規定していることからすると、労務その他の役務の対価としての性質を有する所得を、具体的な労務の提供の見返りとして生じた所得に限定する必要はなく、一般的な職務又は作為、不作為を問わず何らかの義務を伴う地位に就

いていることの見返りとして生じた場合もこれに含まれると解するのが相当である。(下線は筆者、以下同じ)

(2) 請求人は、A社に対する社外協力者として同社の必要に応じて協力し、仮に、将来転職する場合には同社への入社を優先するなどの作為義務又はA社と競業関係にある会社への就職その他A社に対する背信行為をしないという不作為の義務を負う社外協力者としての地位にあり、同社は、このような義務を伴う地位に就いていることを継続することの見返りとして本件各新株予約権を付与ないし割り当てたものといえることができる。

(3) 請求人は、請求人と雇用関係がないA社から付与された本件新株予約権の行使に係る本件権利行使益は、役務その他の労務の対価ではなく、一時的、偶発的な所得であるから、一時所得に該当する旨主張する。

しかしながら、本件新株予約権の付与に当たって、具体的な役務の提供が明示的に合意されていたとはいえないとしても、請求人は、A社に対する社外協力者として同社の必要に応じて協力し、仮に、将来転職する場合には同社への入社を優先するなどの義務を負う社外協力者としての地位にあり、同社は、このような義務を伴う地位に就いていることを継続することの見返りとして本件各新株予約権を付与ないし割り当てたものといえることができる。そして、本件新株予約権については、その権利を譲渡し又は処分等することはできないものとされており、請求人は、これを行行使することによって、初めて経済的利益を受けることができるものとされているのであるから、A社は、請求人に対し、本件新株予約権に係る付与契約により本件新株予約権を付与し、その約定に従って所定の権利行使価格である株式を取得させたことによって、本件権利行使益を得させたものといえることができる。したがって、本件権利行使益は、A社から請求人に与えられた給付に当たるものというべきで、本件各新株予約権を行行使して得た本件権利行使益は、労務その他の役務の提供の対価としての性質を有するというべきである。

以上によると、本件権利行使益は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当せず、また、労務その他の役務の対価として供与されたものであるから、一時所得には該当せず、雑所得に該当する。

研究・・・裁決に反対

(1) 対価性の有無が争点

本件は、いわゆるストックオプション権利行使益に関する所得課税が、一時所得であるか雑所得であるか所得区分を争った事例である。所得税法は、第34条《一時所得》で、「一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」とし、第35条《雑所得》で「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をい

うと規定している。」と規定している。一時所得の該当性の判断としては、利子所得～譲渡所得以外の所得であること、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの、の3点を充足するか否かにある。本件の争点は、これらの要件のうちつまり、本件ストックオプション権利行使益が、「その他の役務の対価」としての性質を有するか否かの対価性の有無の判断にあり、対価性があれば雑所得に、なければ一時所得となる関係にある。

(2) スtockオプション権利行使益の課税に関する判例

判例は、親会社のストックオプションを取得した子会社の役員の所得について、一時所得ではなく給与所得であるとした最高裁平成17年1月25日判決「本件ストックオプション権利行使益は、Xが代表取締役であったA社からではなく、B社から与えられたものである。しかしながら、本件事実関係によれば、B社は、A社の発行済み株式の100%を有している親会社であるというのであるから、B社は、A社の役員の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができるのであって、Xは、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行していたものということができる。そして、本件事実関係によれば、本件ストックオプション制度は、B社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B社は、Xが職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づきXとの間で本件付与契約を締結してXに対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益がXが上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきである。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるといふべきである。」がある。本判例は、ストックオプションの権利行使益に係る所得が給与所得か一時所得のいずれかに該当するかを争われた事例であるが、「が子会社と言えども実際に職務に従事している」ことと、従事の多寡や関係性の密度は別として、具体的な役務の提供や、労務に服するという支配関係にあることが前提であり、所得税法第34条に規定する対価の性質の意義について、正面から判断している判例とは言えない。従って本判例は、本件の1の事実の通り、具体的な役務の提供や、A社と請求人との関係に法的な支配従属関係がないという点から前提条件が異なり、本件の参考判例としては適当とは言えない。

同判決の評釈

- * 「労務の質及び量と給付との間の相関関係についても本判決は詳細な判断をしていないのである(中略)最高裁判所の態度には不満が残るところである」(瀧本文浩/『国際商事法務』Vol.33, No3(2005)404頁以下)
- * 「『労務の対価性』について、給与該当性の判断に当たり、個別具体的な労務提供とそ

れに対する具体的な対応関係を要求していないとの解釈が、最高裁においても採用されたと解してよからう。」(占部裕典/法令解説資料総覧 282号 126,127頁)と、付与者と被付与者の関係について、個別的・具体的な指揮命令関係まで認めるものでない、労務との個別具体的対応関係まで要求していないとする。

(3) 対価性の意義

審判所は、所得税法第34条第1項が一時所得から除外される所得を、労務の対価に限定せず、その他の役務の対価と規定していることからすると、労務その他の役務の対価としての性質を有する所得を、具体的な労務の提供の見返りとして生じた所得に限定する必要はなく、一般的な職務又は作為、不作為を問わず何らかの義務を伴う地位に就いていることの見返りとして生じた場合もこれに含まれると解するのが相当であるとしている。しかし、個人が単に義務を伴う地位に就いて、それに関連して経済的利益があれば、直ちにその地位と経済的利益が結び付き、対価性ありと判断することは妥当なのであろうか。

松沢教授は、法人と個人の所得概念を巡り「個人(自然人)は、本質的に、事業活動といっても、それは、私経済の総合主体の一貫としてのみ理解されるから、消費生活を切り離して理解することができないために、そもそも営利のためにのみ活動することはいえない。」(「新版租税実体法 補正第2版」200頁)と述べられている。正に個人は、例えばある一定の地位にあるからといっても、その地位にそって忠実に営利的に活動するとは限らない存在なのである。本件における請求人が付与者と一定の地位関係にあること自体の意味は、対価性の有無の立証を請求人に転換するということに止まり、請求人自ら、対価性がないことを疎明すれば、一時所得となる余地もあるのではないだろうか。対価性がない、すなわち、無償であるという判断について「無償とは、何らの対価を伴わないことを意味し、贈与者が贈与をする動機には種々のものがあるにしても、給付自体に対して反対給付が伴っていないければ、無償というのを妨げないものと解されている。」(最高裁昭和61年11月27日判決)とされている。

役員や従業員等としての「労務」については、就労という厳然たる事実を前提に、ストックオプション付与契約の趣旨、目的、内容等を結びつけて対価性を判断することは容易とも言える。しかし、本件のような「その他の役務」についての対価性の判断は、一定の地位に加え、当該役務の提供とそれに対応する給付の相関関係を十分に吟味して厳密に解釈する必要があるものと考えられる。裁判例も例えば、役員に対する資産の低額譲渡による利益供与について、役員賞与ではなく、寄付金として認定して一時所得とされた事例(大阪高裁昭和43年6月27日)は、役員という地位を持って直に対価性ありとは判断していない。また、会社の従業員等が取引関係のある出入り業者から受けた中元、お歳暮及び祝儀等が雑所得であるとされた事例でも(東京高裁昭和46年12月17日判決)、「会社に入出入りする業者の選定、工事、物品購入の発注及び代金支払の決定等に関する職務を担当していたこと」のように地位に加え、それに対応する具体的な職務を行っていることを

前提に判断している。前記最高裁判例の前審でもある東京高裁平成16年2月19日判決でも、安定株主対策のためのストックオプション付与を「安定株主対策として有利な新株引受権が取引先等の第三者の付与される場合とは、趣旨、目的、内容等を異にするものである」と、従業員等に対する付与と区別して判示しており、本件においても、付与者、被付与者が本件付与の主たる目的を安定株主対策と主張した場合はいかなる結論となったのだろうか。

さらに、対価性に関する従来の税務上の解釈は、親子会社間の無利息融資の対価性について「本件無利息融資により、貸主のX社にある程度の経済的利益が見込まれるとしても、それは、極めて間接的かつ漠然としたものであるにすぎないのみならず、X社は、右融資により生ずべきその種の利益の全てを自己に帰属させることもできないのであって、それだけでは、営業法人が無利息融資の代償とするに足ると評価すべき程度のものであるとは認めがたいところである。」(大阪高裁昭和53年3月30日判決)の判示に見られるように、役務の提供と給付の相関関係を厳密にとらえ判断している。課税要件の前提となる対価性について、本件のごとく「何らかの義務を伴う地位に就いている」ことで安易に対価性あり判断することとは、従来の税実務と大きくかけ離れ、税目が異なるとはいえ、対価性の判断を別異にとらえる積極的・合理的理由があるとは考えられない。(大淵博義/TKC税研情報・Vol.14.No.2 .54頁)

(4) 審判所の事実認定の問題点

以上を踏まえて、本件の審判所の事実認定を見ると、本件契約について「具体的な役務の提供が明示的に合意されていたとはいえず」とし、しかも、「請求人が同社に対して、具体的な役務を提供したとは認められない」と事実認定している。しかし、このような事実認定から、何故、本件契約により請求人が、「A社に対する社外協力者として同社の必要に応じて協力し、仮に、将来転職する場合には同社への入社を優先するなどの義務を負う社外協力者としての地位にあり」、本件行使利益に対価性がありと断言できるのだろうか。本件契約において請求人に、給付自体に対する反対給付はない。わずかに「A社と競業関係にある会社(A社グループ会社を除く。)の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合、その他A社に対する背信行為」を行うと、新株予約権の全部がA社に返還されたものとみなされる、という言わば解除条件を負担することに止まる。仮に、当該条件が成就した場合でも、特約がない限り、その時点までに請求人により権利行使が行われていれば、当該行使分に関する請求人の権利は遡及的に消滅しない(民法127条以下)。本件契約内容と当事者の行為を法実質により吟味するならば、具体的な役務の提供はなく、しかも、A社の付した条件はまさに前記最高裁昭和61年11月27日判決でいう付与者の「動機」に相当するものであり、請求人において、対価に見合う何らかの反対給付が法的債務として契約の中核に存在しているわけではない。従って、本件行使利益は無償の行為から生じたものとし、一時的・偶発的な一時所得と判断する余地も大いにあった事例と考えられる。